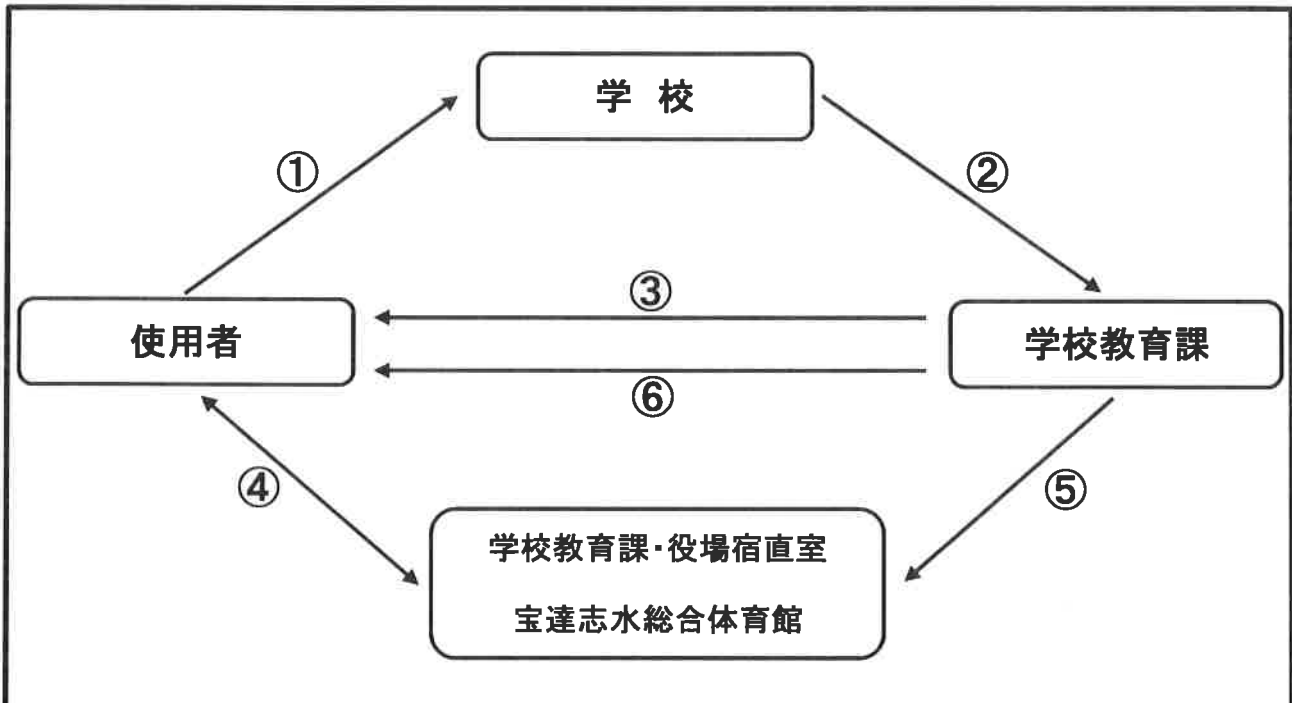


学校施設の使用の仕方について ～初めて施設を使用される方へ～



平成28年10月1日からの使用料徴収に伴い、鍵は貸出制となります。押水地区の鍵を宝達志水総合体育館、志雄地区の鍵を学校教育課または役場宿直室で管理します。使用方法は次のとおりです。



- ①宝達志水町公共施設利用登録シート(毎年1回)を学校教育課へ提出し、学校施設使用申請書を使用する学校へ提出します。
→宝達志水町公共施設利用登録シートにより使用料の減免等を決定するため、必ず毎年1回学校教育課へ提出願います。登録がなく、学校施設使用申請書を提出された場合、使用を許可しません。
- ②各学校で確認し校長の許可を得た後、学校から学校教育課に送られます。
- ③学校から受け取った申請書の内容を確認し、使用許可書を郵送します。使用料が発生する場合は、許可書内に記載しますのでご確認ください。
- ④施設使用当日、鍵を借用・返却する際に使用受付簿へ記入をお願いします。
- ⑤学校教育課で記入していただいた使用受付簿で、使用状況を確認します。
- ⑥使用状況を確認したうえで、使用料が発生する場合は代表者あてに納付書を郵送します。納付書に記載の金融機関で使用料金の支払いをお願いします。
1ヶ月の定期利用の場合は、1ヶ月分をまとめて請求させていただきます。

【 注 意 事 項 】

- 1 志雄地区の学校施設を平日利用する場合、鍵の管理を17時15分以前は学校教育課、17時15分以降は役場宿直室で管理します。土日祝日は役場宿直室で管理します。
- 2 押水地区の鍵の管理をする宝達志水総合体育館の開館時間が、平日土曜日は22時まで、日曜日祝日は17時までとなっていますので、必ず開館時間内に鍵を返却してください。
- 3 各施設2本ずつ鍵を用意しますので、使用が連続する場合でも必ず窓口で鍵を借用してください。鍵を手渡しで次の使用団体に又貸ししないでください。
- 4 使用許可申請書は、使用日の10日前までに提出してください。学校を経由して申請書を受け取りますので、余裕をもった申請をお願いします。
- 5 申込みは各月1日より、その次の月の予約を可能とします。ただし、大会や行事等の使用で事前の予約が必要な場合は受け付けます。
(例)11月分の使用は10月1日より可能となります。
- 6 大会等で開放時間外に施設を使用したい場合は、事前に連絡をお願いします。
- 7 施設使用の申請後、使用しなくなった場合には必ず学校教育課まで連絡してください。連絡は文書として残るようFAXかメールをお願いします。

○ 連 絡 先 ○

宝達志水町教育委員会学校教育課

住所: 〒929-1492 石川県羽咋郡宝達志水町子浦そ18番地1

TEL: 0767-29-8300 FAX: 0767-29-3108

Email: kyoiku@town.hodatsushimizu.lg.jp

【 Q & A 】

- Q1 学校施設使用申請書について、提出は1日につき1枚なのか。
- A1 同じ施設を複数日使用する場合は、1枚の申請書に1か月分をまとめて記入して提出してください。
- Q2 施設使用料について、1時間単位の料金となっているが、30分の使用になるとどうなるのか。また、同様に15分の場合はどうなるのか。
- A2 利用する時間に1時間未満の端数があるとき、又はその全時間が1時間未満であるときは、その端数時間又は全時間は1時間に切り上げます。
- Q3 施設を半面使用した場合、使用料は半額となるのか。
- A3 半額にはならず、全面を使用したものとします。
(※志雄小学校・宝達中学校を除く)